

概 要 版

支えあい、ともに暮らせるまち

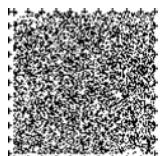


第3次小牧市障がい者計画
第5期小牧市障がい福祉計画
第1期小牧市障がい児福祉計画



平成30年 3 月
小 牧 市

視覚に障がいのある方
もご利用いただけるよ
うに「音声コード」を付
けました。専用装置で
読み取ると音声で内容
を読み上げます。



第3次小牧市障がい者計画、第5期小牧市障がい福祉計画・

第1期小牧市障がい児福祉計画を策定しました。

本市では、平成27年度からの第2次小牧市障がい者計画（後期計画）に基づいた施策を推進してまいりました。障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正など、さまざまな制度改正を踏まえるとともに、障がいのある人の現状やニーズ、サービスの現状等を把握して「第3次小牧市障がい者計画」「第5期小牧市障がい福祉計画」及び「第1期小牧市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域でいきいきと、学び、働き、楽しみ、あらゆる分野に参加し、安心して暮らし続けるための総合的な施策を推進していきます。

障がい者計画

障害者基本法に基づき、障がいのある人に関する施策を総合的に定めた基本的な計画です。

● 計画期間

平成30年度～平成35年度

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の見込み量や確保策を具体的に定めた計画です。障がい者計画の生活支援や就労支援分野の実施計画とも言えます。

● 計画期間

平成30年度～平成32年度

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい福祉計画と一体的に作成しました。

● 計画期間

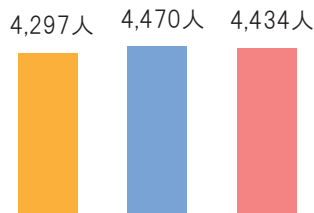
平成30年度～平成32年度

基本理念 支えあい、ともに暮らせるまち

本計画では、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う、インクルーシブな共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図り、「支えあい、ともに暮らせるまち」を目指します。

★障がい者数の推移

身体障がいのある人



H23年度 H26年度 H29年度

知的障がいのある人



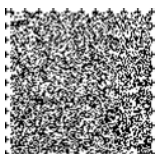
H23年度 H26年度 H29年度

精神障がいのある人



H23年度 H26年度 H29年度

※各年4月1日現在



障がい者計画

基本理念の実現に向けて、8つの基本目標を掲げます。さらに基本目標には、それぞれ具体的な取り組みを掲げ、各種事業を重層的に展開していきます。

なお、重要課題に対する取り組みのうち、3つの施策を重点施策とします。

基本目標

★は重点施策

権利を守ります

★権利擁護支援の推進／障がいに関する理解の促進／差別解消の推進／虐待の防止

生活を守ります

★地域生活支援拠点の整備／障害福祉サービス等の充実／グループホームの整備促進／手当の支給等／福祉人材の確保

就労を支援します

事業所の理解促進／就労施設への支援／障がい者雇用の推進

療育を支援します

ネットワークの構築／障がい児相談・早期療育の充実／サービスの質の向上／子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進／インクルーシブ教育の推進／学校との連携／子育て世代包括支援センター

地域医療を確保します

医療費の助成／地域での医療の確保／医療的ケア児等の支援／難病患者への支援／精神障がい者等の地域移行

社会参加を促進します

意思疎通支援の充実／スポーツ大会の開催／文化芸術活動への取り組み／余暇活動の場の確保／外出支援／社会参加のしやすさの向上

環境を整備します

公共施設等のユニバーサルデザイン化／緊急時の対応／災害時の支援体制の構築

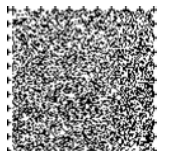
相談支援を充実します

★相談支援体制の充実／相談員の質の向上／相談先の周知／小牧市障害者自立支援協議会の充実

基本理念

支えあい、
ともに暮ら
せるまち

障がいのある人の



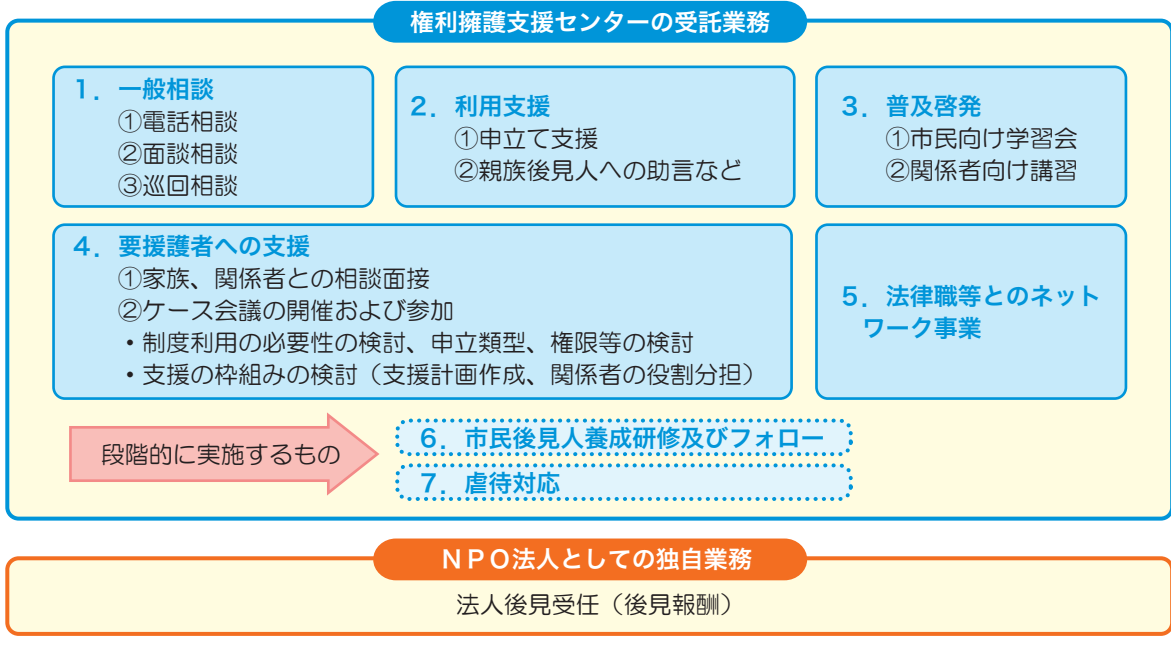
1 障がいのある人の 権利を守ります

福祉教育の推進やあらゆる機会を活用して啓発活動に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を促進します。また、障がいを理由とした差別の解消、合理的配慮の提供、障がいのある人の権利擁護に努め、だれもが暮らしやすいまちを目指します。

重点施策1 権利擁護支援の推進

障がいのある人、認知症高齢者等支援を必要とする人の権利擁護を図るため、近隣市町と共同して権利擁護支援センターを設置し運営します。

■ 権利擁護支援センターの事業



2 障がいのある人の 生活を守ります

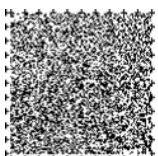
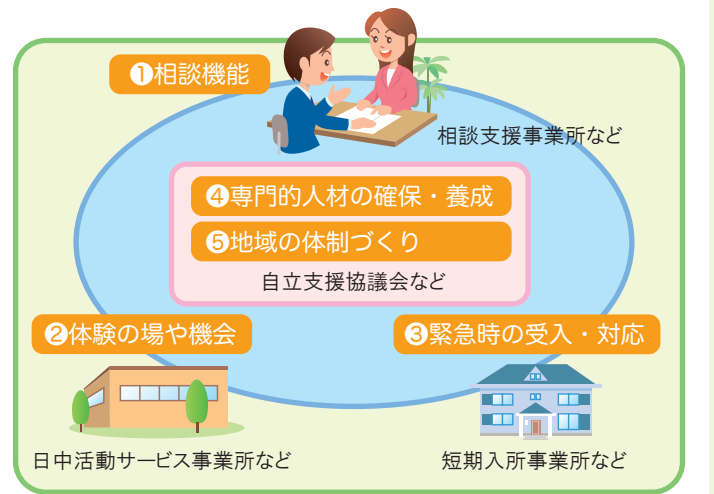
障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系のサービスなどについては、ニーズに対応したサービスが提供できるよう、サービスの量と質の確保を図ります。

また、生活の拠点となる居住の場として、グループホームの整備の促進を図ります。

重点施策2 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを、複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制の整備（面的整備）を推進します。

■ 地域生活支援拠点のイメージ図



3 障がいのある人の 就労を支援します

関係機関と連携して、障がいのある人の一般就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、様々な就労形態の場の確保や工賃アップを目指した取り組みを推進します。

4 障がいのある人の 療育を支援します

障がいのある児童の可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保健センター、子育て支援センター、保育園・幼稚園、あさひ学園、障害児通所支援事業所、小中学校、特別支援学校、県の関係機関等との療育のネットワークの強化に努め、療育支援体制の充実に努めます。

5 障がいのある人の 地域医療を確保します

受け入れ体制が整えば退院が可能な精神障がいのある人については、福祉・保健・医療等が協議の場を通じて、連携による支援体制の構築を目指し、精神科病院から地域生活への移行を促進します。

6 障がいのある人の 社会参加を促進します

スポーツ・文化・レクリエーション活動などは、生活にうおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場となります。また、身体障がいのある人にはリハビリテーションになり、運動不足で肥満になりがちな障がいのある人にとっては健康管理にも役立ちます。活動への参加機会の提供、参加しやすい環境整備を進め、障がいのある人の様々な活動への参加を促進します。

7 障がいのある人の 環境を整備します

障がいのある人はもちろん、高齢者、子ども、けがをした人、妊婦など、あらかじめだれにでも利用しやすいように配慮して、建築物、公共交通機関、道路の整備を進めるユニバーサルデザインの考え方を基本として環境整備に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。

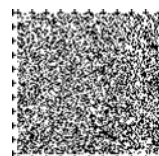
また、災害時の避難や避難所での不安に関する意見が多数あります。地域ぐるみの防犯・防災のネットワークを構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

8 障がいのある人の 相談支援を充実します

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、当事者、サービス事業所、関係機関等が課題を共有し、連携して課題解決に取り組みます。

重点施策3 相談支援体制の充実

相談が増加し、相談内容も複雑・多様化して困難事例が多くなってきていることから、これらに対応できるよう、障害者基幹相談支援センターの設置を検討します。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標

★福祉施設入所者の地域生活への移行数

施設入所者数 63人 (H28年度末) → 62人 (H32年度末)

地域生活移行者数 3人 (平成32年度末)

★福祉施設から一般就労への移行

11人 (H28年度) → 17人 (H32年度)

★就労移行支援事業の利用者数

21人 (H28年度) → 26人 (H32年度)

★主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

1か所

★地域生活支援拠点等の整備 市内に1か所

★職場定着率の増加

80% (H31・32年度)

障がい福祉サービス

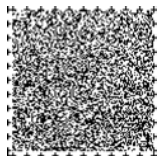
◆障がい福祉サービスの見込み

ひと月あたり

区分		単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系	居宅介護	人	225	231	236	242
		時間	5,503	5,641	5,782	5,926
	重度訪問介護	人	3	4	4	5
		時間	903	1,084	1,300	1,560
	同行援護	人	11	12	13	15
時間		152	167	184	202	
行動援護	人	4	4	5	5	
	時間	159	175	192	212	
日中活動系	生活介護	人	258	265	272	279
	自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	人	3	5	7	10
	就労移行支援	人	23	24	25	26
	就労継続支援（A型）	人	168	176	185	194
	就労継続支援（B型）	人	149	164	180	198
	就労定着支援	人		2	2	2
	療養介護	人	15	16	18	19
短期入所	福祉型	人	27	30	32	36
		日	127	140	154	169
	医療型	人	13	14	16	17
		日	63	69	76	84
居住系	自立生活援助	人		2	2	2
	共同生活援助（グループホーム）	人	63	79	99	124
	施設入所支援	人	65	64	63	62
相談支援	計画相談支援	人	98	105	113	121
	地域移行支援	人	1	2	2	2
	地域定着支援	人	2	3	3	3

主な事業の確保策等

- ★訪問系サービス
 - ・介護保険事業者の共生型サービスへの参入、休日や深夜に対応可能な事業所の参入を促進します。
 - ・ヘルパーの人材確保への支援に努めます。
- ★日中活動系サービス
 - ・生活訓練事業所の整備を促進します。
 - ・新しく制度化された就労定着支援については、日中活動系サービスの事業所等に働きかけ、提供体制の整備を促進します。
- ★短期入所
 - ・グループホームへの併設、介護保険サービス事業所の共生型サービスの参入促進等により供給量の確保を図ります。
- ★居住系
 - ・新しく制度化された自立生活援助については、事業所の参入を促進し、提供体制の整備を促進します。
 - ・地域生活への移行をより一層推進するため、グループホームの整備を促進します。
- ★相談支援
 - ・サービス等利用計画の対象者全員がモニタリングも含め、年1回は利用できる体制の整備に努めます。



地域生活支援事業

◆地域生活支援事業の見込み

ひと月あたり

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業		か所	6	6	6	6
		件/年	11,373	11,862	12,372	12,904
成年後見制度利用支援事業		人	0	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業			未実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置事業設置者数	人	1	1	1	1
	②手話通訳者派遣事業利用者数	人	17	18	20	22
	③要約筆記者派遣事業利用者数	人	13	15	16	18
	手話通訳者数	人	9	10	11	12
	要約筆記者数	人	11	12	13	14
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件	16	17	17	18
	②自立生活支援用具	件	19	19	20	20
	③在宅療養等支援用具	件	25	25	26	27
	④情報・意思疎通支援用具	件	24	24	25	26
	⑤排せつ管理支援用具	件	3,688	3,795	3,905	4,018
移動支援事業		人	134	145	157	170
		時間	1,451	1,570	1,699	1,838
地域活動支援センター事業		か所	53	54	54	55
		日	455	460	465	470
日中一時支援事業		人	105	116	127	140
		日	835	919	1,010	1,111

主な事業の確保策等

★障害者相談支援事業

・ふれあい総合相談センターを中心として市内5か所、市外1か所の事業所において相談支援を行います。

★成年後見制度

・法人後見支援事業については、近隣市町と共同して設置する尾張北部権利擁護支援センターでの実施を推進します。

★意思疎通支援事業

・意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

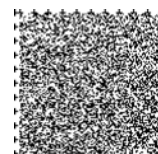
★手話奉仕員等養成研修事業

・福祉制度等について理解と認識を深め、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図ります。

★日中一時支援事業

・日中における活動の場を提供し、家族の就労支援、一時的な休息を図ります。

その他、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業（障害者自動車運転免許取得費助成事業、障害者用自動車改造費助成事業、更生訓練費給付事業）、スポーツ・レクリエーション事業を行います。



障がい児支援

児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援に加え、保育園、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ、「あさひ学園」についても記載しています。

◆障害児通所支援の見込み

ひと月あたり

区分	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人	68	74	81	89
	日	694	758	828	904
医療型児童発達支援	人	2	2	2	3
	日	15	17	18	20
放課後等デイサービス	人	276	304	334	367
	日	3,787	4,166	4,582	5,040
居宅訪問型児童発達支援	人		2	2	2
	日		2	2	2
保育所等訪問支援	人	0	1	2	3
	日	0	3	6	9
障害児相談支援	人	32	35	39	43

主な事業の確保策等

★障害児通所支援

- 放課後等デイサービスについては、重症心身障害児などを支援する事業所の参入を促進します。
- 新しく制度化された居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援センター等での提供体制を整備します。
- 保育所等訪問支援は、児童発達支援センター等での提供体制を整備します。

★障害児相談支援

- サービスの利用児童数の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、医療型児童発達支援センターなど圏域での配置を促進します。

★子ども子育て支援

- 保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園における障がいのある児童の受け入れを促進します。
- 支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れを促進します。
- あさひ学園は、市の早期療育の拠点として一層の充実を図っていきます。

◆子ども・子育て支援

【保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ】

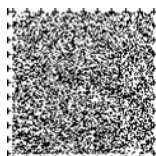
区分	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育園	3歳未満	人	2	2	2
	3歳以上	人	30	31	31
認定こども園	3歳未満	人	0	0	0
	3歳以上	人	0	0	0

【放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ】

区分	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後児童健全育成事業	低学年	人	6	6	6
	高学年	人	7	7	7

【あさひ学園利用見込量（年間における実通園者数）】

区分	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あさひ学園	利用者数	人	111	114	117



発行 ■ 小牧市

編集 ■ 健康福祉部 長寿・障がい福祉課 障がい福祉係

電話 (0568) 76-1127 F A X (0568) 76-4595

このパンフレットは再生紙を使用しています。